

卒業支援のための授業料免除について

府立高校では、原級留置などによって就学支援金の期間制限（全日制で3年間、定時制・通信制で4年間。ただし、休学期間は月単位で除算します。）内に卒業できなかった生徒のみなさんが、もう1年をかけて卒業しようとする場合に、授業料の免除を行うこととしました。一定の要件を満たすことが必要ですので、学校に相談してください。

1 制度の概要

公立高校では、就学支援金制度により親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担することになっています。しかし、就学支援金制度では、在学期間の制限（全日制で3年間、定時制・通信制で4年間。ただし、休学期間は月単位で除算します。）があり、原級留置（いわゆる留年）等によってこの期間を過ぎてしまうと、就学支援金制度の適用を受けることができなくなります。

就学支援金制度を補完する制度として、学び直し支援金制度があり、何らかの理由で一旦退学した生徒が、別の学校に再入学した場合には、就学支援金の期間満了後も、さらに2年間（全日制、定時制、通信制共通）の支援を受けることができます。しかし、学び直し支援金制度は、一旦退学することが要件であるため、同じ学校で学び続けて卒業をめざす生徒は対象となりません。

そこで、大阪府教育委員会では、府立高校において原級留置等により、就学支援金制度の期間制限を超過し、学び直し支援金制度の対象とならない生徒の卒業を支援するため、授業料の免除を行うこととしました。

2 支援対象となる者

府立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- ①申請の時点で卒業できないことに、やむを得ない理由があること
- ②就学支援金の期間制限（全日制で3年間、定時制・通信制で4年間）を超過した後、1年以内に卒業できる見込みがあること
※①②については、各高等学校に相談してください。
- ③親権者（保護者等）の所得等が就学支援金の要件（※）を満たすこと
※保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の者（父母両方の合算額になります。）
- ④就学支援金の期間制限内に卒業できないこと
- ⑤学び直し支援の対象とならないこと（一旦退学して学び直した生徒でないこと）

3 支援手続きの流れ

- (1) 生徒から学校へ相談します。
- (2) 生徒・保護者から校長への授業料免除に係る申出書を提出します。
- (3) 生徒・保護者が大阪府教育長あての免除申請書を作成し、学校に提出します。
- (4) 学校において必要な手続きを経て(3)の申請書を教育委員会に提出します。
- (5) 教育委員会による審査の後、審査結果が通知されます。
- (6) 授業料免除が認められた場合は、就学支援金制度に準じて7月に保護者等の収入状況の届出を行ってください。

※ 1年以内に卒業できる見込みがなくなるなど、年度途中で上記2の要件を満たさなくなった場合には、その時点から授業料の納入義務が発生します。

4 お問い合わせ先

大阪府立堺東高等学校 教頭 太田 和彦